News-Release

2026 年 11 月 27 日
金沢エナジー株式会社

令和８年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う ガス料金・電気料金の値引きについて

金沢エナジー株式会社（代表取締役社長：手崎　裕之）は，経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下，「本事業」）に参画する事業者として採択されました。

本事業の実施に伴い，2027 年１月検針分（2026 年 12 月使用分）から 2027 年３月検針分（同年２月使用分）のガス料金および電気料金に直接反映することで値引きを行い，ご家庭や企業のご負担を軽減いたします。

なお，今回の値引きに際し，お客さまにて特段のお手続きは不要です。

◎ 都市ガスおよび電気料金の値引き単価について

対象	2027 年１月検針分 （2026 年 12 月使用分）	2027 年２月検針分 （2027 年１月使用分）	2027 年３月検針分 （2027 年２月使用分）
都市ガス※1	4.0 円/m^3 ※3	18.0 円/m^3 ※2	
電気（低圧）	1.0 円/kWh ※5	4.5 円/kWh ※4	
電気（高圧）	0.5 円/kWh	2.3 円/kWh	
算定方法	・値引き期間中は，通常算定される単価から，値引き単価を控除したものを従量料金単価とし，ガス料金を算定します。 ・値引き期間中は，通常算定される燃料費調整単価から，値引き単価を控除したものを燃料費調整単価とし，電気料金を算定します。		

※1 都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m^3 以上のお客さま及び簡易ガス団地（湖陽住宅，瑞樹団地，南森本地区，大浦・東蛟爪地区）でガスをお使いのお客さまは値引きの対象外です。
※2 標準家庭（１か月のご使用量が 21m^3）の場合，毎月 84 円（税込）の値引きとなります。
※3 標準家庭（１か月のご使用量が 21m^3）の場合，毎月 378 円（税込）の値引きとなります。
※4 標準家庭（１か月のご使用量が 230kWh）の場合，毎月 230 円（税込）の値引きとなります。
※5 標準家庭（１か月のご使用量が 230kWh）の場合，毎月 1,035 円（税込）の値引きとなります。

◎ 本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては，経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】
https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

【当社コールセンター】
ＴＥＬ：0570-001874（IP 電話・海外からご利用の場合は 076-214-8470）
※受付時間：全日 9：00～17：30（1 月 1 日～3 日を除く）

以　上